

## 教育プログラム選択 要項

名城大学理工学部環境創造学科に在籍する学生の教育プログラムの選択について、下記のように定める。

### 1. 教育プログラム選択に関する基本事項

本学科の在籍学生は、原則として本人の希望により、3年進級時に、創造プログラム、総合プログラムのいずれかを選択できる。

### 2. 在学中の教育プログラムの変更

理工学部学生便覧に準拠し、原則として、在学中の教育プログラム変更は認められない。ただし、3年終了時に特段の理由（例えば、家庭の経済状況の急変など）により学生から教育プログラムを変更したい旨の申し出があった場合には、教室会議等で審議の上、認められることがある。

### 3. 教育プログラム選択方法の開示

2年生担任は、2年の学期開始時および2年の後期終了時に、2年生に対して教育プログラムに関する説明を行う。

### 4. 教育プログラムの選択

2年在籍学生は、2年の学期終了時に選択するプログラムを記した教育プログラム選択票を2年生担任に提出する。また、卒業に必要な条件を満足する4年生までの履修計画を記した履修計画書も合わせて提出する。

### 5. 教育プログラム履修者の決定

2年生担任は、学生が提出した教育プログラム選択票にしたがって各教育プログラム(創造プログラム、総合プログラム)の履修者名簿を作成する。この名簿に従い、3年の開始時に教育プログラム履修者が決定される。

### 6. 留年生等の取り扱い

2年終了時に教育プログラム選択票を提出したが、3年進級時に進級要件の未充足等により3年へ進級しない学生（留年生）の教育プログラム選択票は、留年が確定した時点で無効とし、当該学生は留年した年次の後期終了後に再度、教育プログラム選択票を担任に提出する。なお、教育プログラムの内容が変更され、当該学生の入学時の教育プログラムの内容と、在籍する学年の教育プログラムの内容に差異が生じた場合、教育プログラムの選択の方法等について、教室会議で審議の上、決定する。

### 7. 編入者等の取り扱い

名城大学の当学科以外の学科・学部や名城大学以外の教育機関に在籍していた学生が、環境創造学科の2年または3年次へ転ずる場合の学生のプログラム選択については、理工学部学生便覧に定める、編入学(他大学からの移籍)、転学科(名城大学理工学部の別学科からの移籍)、および転学部(名城大学の別学部からの移籍)の各要項に準拠するほか、学科として別途定める要項による。

### 8. 付記

1) この要項は、平成20年7月10日よりこれを施行する。